

平成27年9月定例会（9月10日）

市長提案理由説明

本日、9月定例会が開催されるにあたり、ただいま議題に供せられました諸案件の説明に先立ちまして、市政運営に関し、若干私の思うところを申し述べさせていただきたいと存じます。

これまでも重ねて申し上げてまいりましたが、今、名古屋は「世界のナゴヤ」となるための空前のチャンスを迎えております。2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2027年のリニア中央新幹線開業を控え、今こそ、日本中はもとより、世界三大都市の一つとして世界中から注目を集める魅力ある都市へ変貌を遂げるまたとない転換期であることは疑いようがありません。

名古屋港を軸に日本経済を牽引する産業都市としての経済力をより強固なものとすると同時に、文化面においても名古屋城天守閣の木造復元をはじめ本物性を追求し都市魅力を向上させることにより、いわゆる「稼げる街」を目指し、そこから福祉の充実へつなげていく行政運営に今後も心血を注いでまいる所存でございます。

特に名古屋城天守閣は、400年後の未来の世代にまで残すことのできる市民の大きな財産・プライドの象徴として、今こそ本物復元を推進していかなければなりません。

先般の経済水道委員会所管事務調査において、天守閣復元にかかる複数の整備手法・経済効果及び誘客効果等について示すべきところをご指摘をいただいております。この間、私自身が、誠実に調査・検討してまいりました結果について、議会へ提出いたします。加えて補正予算についても提案させていただきました。

今、日本各地で天守閣の再建に向けた動きが進んでおり、例えば北海道の松前城では、木造復元か、耐震補強かの検討がすすめられております。

この件につきまして、6月定例会の経済水道委員会において、職員から「松前町にお伺いしたところ、文化庁からもRCでの再建はないと、木造復元だという指導を受けたというふうに確認はしております。」と答弁いたしました。

その後、私が先方に確認をしたところ、「松前城には、焼失前の天守についての詳細な図面などがなかったため、壁の厚さを増すような耐震改修しかできないと思っていたが、文化庁から木造復元でもよいとお墨付きをいただいた。そのことを踏まえて、耐震改修にするのか、木造復元にするのかを町民の意見を聴取して検討することとした。」との説明を受けました。

誤った答弁をいたしましたことについて、訂正させていただきます。

一方、名古屋城天守閣は幸いにも昭和5年の下賜直後から調査に着手し、文部省の指導を得つつ細部の計測や拓本作成を行った昭和実測図が現存し、忠実な復元が可能な日本で唯一の天守閣と言っても過言ではありません。

実測図作成に携わられた名古屋の先人たちを偲ぶと、有事の折には、名古屋の宝、日本の宝となる天守閣を正確に復元できるようにとの願いが実測図に込められていると感じます。

空襲という人災によって天守閣は焼失し、名古屋の街も破壊し尽くされるという大きな悲しみを乗り越え、今や日本で最も外貨を稼ぐ都市へと成長いたしました。いわば「City of Dreams」という表現が相応しい都市であり、天守閣はその象徴と言えます。

さらに昨今の低い金利の状況、銀行預金は約0.03%、郵便貯金は約0.06%、国債は10年債で約0.38%。お金が「私を使ってください。」と頼んできているようなものです。

ナゴヤが飛躍するこの絶好の機会を逃すことのないよう、ここにおられる75名の市会議員の皆様をはじめ、227万の市民の皆様のご理解・ご協力・お力添えを頂戴しながら、世界に誇れる都市の礎を築いてまいる所存です。

それでは、このたびの定例会でご審議をお願いいたします案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回提出いたしました案件は、条例案 6 件、補正予算 1 件、一般案件 9 件の合計 16 件でございます。

まず、第 98 号議案「名古屋市有料自転車駐車場条例の制定について」でございます。これは、自転車等の放置の防止に資するとともに、自転車等の利用者の利便の増進を図るため、有料自転車駐車場を設置するものでございます。

次に、第 99 号議案「名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について」でございます。これは、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、規定を整備するものでございます。

次に、第 100 号議案「名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会条例の制定について」でございます。これは、下水道事業管理者の附属機関として、名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会を設置するものでございます。

次に、第 101 号議案「名古屋市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部改正について」でございます。これは水防法の一部改正に伴い、規定を整理するものでございます。

次に、第 102 号議案「名古屋市営住宅条例の一部改正について」でございます。これは、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理するものでございます。

次に、第 103 号議案「火災予防条例の一部改正について」でございます。これは、消防法施行令等の一部改正に伴い、規定を整備するものでございます。

続きまして、補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

第 104 号議案「平成 27 年度名古屋市一般会計補正予算」でございます。

まず、名古屋城天守閣の木造復元に向け、契約手法として技術提案・交渉方式を採用し手続きを進めるとともに、名古屋城の魅力向上策の検討調査を実施することといたしました。

次に、平成 30 年に予定している本丸御殿の全体公開に合わせ、第 1 期の金シャチ横丁開業を目指し、整備・運営を行う民間事業者の公募を進めるとともに、集客力向上策の検討調査を実施いたします。

これらに対応する財源といたしまして、前年度からの繰越金を予定しております。

以上の歳入歳出予算のほか、第 3 児童相談所建設の設計にかかる債務負担行為を予定しております。

以上の結果、今回の補正予算は、

一般会計　　3 千 8 百万円

と、相成った次第でございます。

続きまして、一般案件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第 105 号議案「財産の取得について」でございます。これは、災害救助用備蓄物資として、毛布を取得するものでございます。

次に、第 106 号議案「契約の一部変更について」でございます。これは、椿町線こ道橋（仮称）新設工事の請負契約について、契約金額及び完成予定期日を変更するものでございます。

次に、第 107 号議案「指定管理者の指定について」でございます。これは、コミュニティセンター 2 館の指定管理者を指定するものでございます。

次に、第 108 号議案「都市公園を設置すべき区域の変更について」でございます。これは、昭和橋公園及び細根公園において、都市公園を設置すべき区域の変更を行うものでございます。

次に、第 109 号議案「市道路線の認定及び廃止について」でございます。これは、下之一色南部第 1 号線始め 34 路線を市道として認定し、下之一色町第 21 号線始め 20 路線の一部又は全部を廃止するものでございます。

次に、第 110 号議案から第 113 号議案までの 4 件は、「公の施設の区域外設置について」でございます。これらは、大府市、長久手市、豊山町及び大治町の区域内の本市バス路線について、各市町と協議を行うものでございます。

以上、今回提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。

